

失業給付金を受給される方の被扶養者認定について

昭和 52 年 4 月 6 日付け厚生省（現厚生労働省）保健局長通達により、

待機期間及び給付制限期間等、失業給付の受給が始まるまでの期間は、被扶養者となるこ

とができます。ただし、受給が始まると、「雇用保険受給資格者証」に記載の基本手当日額

が、3,611 円以上（60 歳以上、または障害年金受給要件該当者は 5,000 円以上の場合）は、

被扶養者となることができません。

この場合、失業給付受給開始時に早急に被扶養者の削除（抹消）の手続きをお願いします。

大変恐れいりますが、添付「雇用保険失業給付受給に伴う誓約書」のご提出をお願いいた

します。

尚、上記の基本手当日額が上記未満であれば、受給期間中であっても引き続き被扶養者と

なることができます。

上記の認定基準額以上の失業給付を受給開始した場合は、受給開始日を以って資格喪失と

なります。受給開始日とは、基本的に給付制限期間がある場合はその終了日の翌日、給付

制限期間がない場合は待機満了日の翌日です。給付金の振込日ではありません。

「健康保険被扶養者（異動）届」をご記入のうえ、対象者の保険証と雇用保険受給資格者

証の両面コピーを添付して、会社に提出してください。（任意継続の方は健康保険組合に提

出してください。）受給開始日（＝資格喪失日）以降に医療機関で受診している場合は、

健康保険組合が負担した医療費分についてお支払いをいただくこととなります。 以上

雇用保険失業給付受給に伴う誓約書

被 保 険 者 証	記号		被保険者 氏 名	
	番号			
事 業 所 名				
申 請 する 被 扶 養 者	氏 名	続 柄	生 年 月 日	
			年	月 日

《 誓 約 内 容 》

健康保険の扶養申請にあたり、下記の3項目について誓約いたします。

- 1.雇用保険失業給付の受給を開始したときは、受給開始日より被扶養者“減”の手続きを行います。
- 2.就職したときは、被扶養者“減”の手続きを行います。
- 3.上記1及び2に該当したにもかかわらず“減”の手続きを怠り、その被扶養者が健康保険被保険者証を使用したときは、その医療費の全額を返納いたします。

令和 年 月 日

〒

被保険者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

※ 誓約書の為、必ず印鑑を押して下さい。

※添付書類

- 1.「離職票－1・2」の写し
- 2.「雇用保険受給資格者証」の写し(申請手続き後に、必ず提出)
- 3.失業給付を受給延長する方は2、「雇用保険受給資格者証」の写しではなく、「雇用保険受給期間延長通知書」の写し(申請手続き後に、必ず提出)

健 保 使 用 欄	整理番号 _____ 被扶養者認定日 _____
-----------------------	-----------------------------